

## 埼玉伝統芸能サポーター制度実施要領

令和 4 年 8 月 8 日 決 裁

### (目的)

第1条 この要領は、埼玉県の伝統芸能を企業等と行政が一体となって未来へ受け継ぐという社会的気運を醸成することを目的に「埼玉伝統芸能サポーター制度」を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 埼玉県の伝統芸能

国、県又は市町村が指定する埼玉県内の無形民俗文化財及び長年にわたり地域に受け継がれてきた民謡等のことをいう。

(2) 伝統芸能の継承活動

伝統芸能の催行（催行に係る準備や練習等を含む）、記録及び普及その他の伝統芸能の継承に資する活動をいう。

(3) 企業等

埼玉県内において事業活動を行う企業、団体（国及び地方公共団体を除く。）及び学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校（埼玉県内に所在するものに限る）とする。

(4) 埼玉伝統芸能サポーター

第3条の規定に基づき、県が登録した企業等をいう。

### (登録)

第3条 県は、企業等の申込に基づき、次の(1)及び(2)の要件を満たす企業等を埼玉伝統芸能サポーターとして登録する。

(1) 埼玉県の伝統芸能の保存継承に資する次のいずれかの取組を実施（実施予定を含む）していること。

ア 地域の伝統芸能の鑑賞

イ 従業員等が伝統芸能の継承活動に参加又は支援、若しくは伝統芸能を鑑賞しやすくするために休暇取得を奨励、あるいは勤務時間を変更する等労働環境を整備すること

ウ 授業、研究又は課外活動の一環として行う伝統芸能継承活動の支援

エ 前3号に掲げるもののほか、伝統芸能の継承に資すると認められる活動

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 企業等に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用したか、若しくは、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。

ウ 法人税、法人県民税及び法人事業税のいずれかに滞納額があるもの。

エ 過去3年以内に重大な法令違反があるもの。

オ その他制度の趣旨に照らして登録を受けることが適当でないと認められる事実があるもの。

(申込)

第4条 埼玉伝統芸能サポーターの登録を受けようとする企業等は、次の書類を添付した上で埼玉伝統芸能サポーター登録申込書(様式第1号)を県に提出するものとする。

- (1) 当該企業等の概要を示す書類(会社概要等)
- (2) 伝統芸能継承に関する活動内容がわかる書類(※任意)

(登録証の交付等)

第5条 県は、埼玉伝統芸能サポーターに登録証を交付するとともに、県ホームページや各種広報において、その名称等を公表する。

- 2 埼玉伝統芸能サポーターは、当該登録の事実を自らの広告等に活用することができる。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、登録を受けた日が属する年度の終了日の翌日から5年間とする。

(活動報告)

第7条 埼玉伝統芸能サポーターの活動の報告については任意とする。

- 2 県は、埼玉伝統芸能サポーターから活動の報告があった場合は、ホームページ等で公表する。

(変更の申出)

第8条 埼玉伝統芸能サポーターは、第3条の規定により登録を受けた名称、所在地及び連絡先に変更があったときは、速やかに県に報告するものとする。

(登録の辞退)

第9条 埼玉伝統芸能サポーターは、登録の辞退をしようとするときは、埼玉伝統芸能サポーター登録辞退届(様式第2号)を県に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 県は、埼玉伝統芸能サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 当初の趣旨に反するなど登録が不相当と認められるとき。
  - (2) 登録辞退届の提出があったとき。
- 2 前項の規定により取消を行った場合、県は、当該取消を受けた企業等に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(事務の所掌)

第 11 条 この要領に関する事務は、埼玉県県民生活部文化振興課において所掌する。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前日までになされた「埼玉郷土芸能サポーター」の登録、申込その他の行為は、同要領の第 3 条から第 10 条までの相当規定によりなされたものとみなす。

## 埼玉伝統芸能サポーター登録申込書

年 月 日

埼玉県知事

所在地  
企業等名  
代表者職・氏名

埼玉伝統芸能サポーターの登録を受けたいので、埼玉伝統芸能サポーター制度実施要領第4条の規定により、下記のとおり申込します。

なお、申込に当たっては、同要領第3条の要件を満たすことを誓約します。

### 記

#### 1 企業等の概要

業種又は 活動内容			
連絡先	部署：	TEL：	
	役職：	FAX：	
	氏名：	E-mail：	

#### 2 伝統芸能の継承活動の支援

実施している取組のチェック欄に○を付けてください。

また、PRを希望される取組などがありましたら御記入ください

支援の内容	チェック
(1) 地域の伝統芸能の鑑賞	
(2) 従業員等が伝統芸能の継承活動に参加又は支援、若しくは伝統芸能を鑑賞しやすくするために休暇取得を奨励、あるいは勤務時間を変更する等労働環境を整備すること	
(3) 授業、研究又は課外活動の一環として行う伝統芸能継承活動の支援	
(4) その他 伝統芸能の継承に資すると認められる活動 支援の内容：（  ）	
PRなどがあれば記載してください。（SNSなどで紹介させていただくことがあります。）	

様式第2号

## 埼玉伝統芸能サポーター登録辞退届

年 月 日

埼玉県知事

所在地

企業等名

代表者職・氏名

年 月 日付けで登録を受けた埼玉伝統芸能サポーターについては、登録を辞退したいので、埼玉伝統芸能サポーター制度実施要領第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

辞退の理由	
連絡先	部署： TEL： 役職： FAX： 氏名： E-mail：

様式第3号

## 埼玉伝統芸能サポーター登録取消通知書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで登録した埼玉伝統芸能サポーターについては、埼玉伝統芸能サポーター制度実施要領第10条の規定に基づき、登録を取り消します。

### 記

登録取消の理由	
---------	--

担 当 埼玉県県民生活部文化振興課  
〇〇〇〇担当 〇〇  
電 話 048-830-〇〇〇〇  
FAX 048-830-4752  
Email a2875-01@pref.saitama.lg.jp